令和　８ 年度版

障害児福祉手当について

この手当は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神または身体に、重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする児童に支給される手当です。

① 手当額

月額　　16,560 円 （令和　８　年　４ 月　現在）

② 手当を受けられる方

- 20歳未満の方
- 重度の障がいがあること（次ページの別表のいずれかにあてはまる障がいのある方）
- 障害児入所施設などへ入所していないこと

③ 支給月

手当は、認定されると申請月の翌月分から、年４回（２月、５月、８月、11月）にわけて、支払月の前月までの手当が支給されます。

ただし、本人もしくはその配偶者または扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給が停止されます。

④ 申請に必要な書類

- 障害児福祉手当認定請求書
- 障害児福祉手当所得状況届
- 障害児福祉手当認定診断書　（障がいの種類により、様式が異なります）
- 委任状
- 身体障害者手帳、または療育手帳の写し（手帳をお持ちの場合のみ）
  ※ 手帳がなくても、申請可能です
- 手当振込予定の通帳の写し
  （本人名義、名前（ふりがな）、口座番号が記載されているページ）

※ その他、必要に応じて追加で書類をお願いする場合があります。

※ 非該当となった場合でも各種手数料等は返金できませんのでご了承ください。

⑤ 別表

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を二分の一以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※ 知的障がい・発達障がいの場合
知的障がいや発達障がいのある方は、上記の別表中第9号にあてはまる場合に手当を受けられますが、その場合の基準は次のとおりとなっています。

- 精神の障がいの程度については、日常生活において常時の介護または援助を必要とする程度以上のものが該当。
- 知的障がいの程度については、次表（知的機能の程度の指標）に掲げる年齢階層別の障がいの程度が「最重度」とされるものが該当。なお、この場合、知能指数がおおむね20以下に相当する。

知的機能の程度の指標

年齢	最　重　度	（参考）重　度
5歳以下	① 言語不能 ② 最小限の感情表示（快、不快等） ③ 歩行が不能またはそれに近い ④ 食事、衣服の着脱などは全くできない	① 言葉がごく少なく意思の表示は身振りなどで示す ② ある程度の感情表現はできる（笑ったり、怒ったり等） ③ 運動機能の発達の遅れが著しい ④ 身の回りの始末はほとんどできない ⑤ 集団あそびはできない
6歳～17歳	① 言語は数語のみ ② 数はほとんど理解できない ③ 食事、衣服の着脱などはひとりではほとんどできない	① 言語による意思表示はある程度可能 ② 読み書きの学習は困難である ③ 数の理解に乏しい ④ 身近なものの認知や区別はできる ⑤ 身辺処理は部分的に可能 ⑥ 身近な人と遊ぶことはできるが、長続きしない

18歳以上	① 会話は困難 ② 文字の読み書きはできない ③ 数の理解はほとんどできない ④ 身辺処理はほとんど不可能 ⑤ 作業能力はほとんどない	① 日常会話はある程度できる ② ひらがなはどうにか読み書きできる ③ 数量処理は困難

注　1　「5歳以下」の欄は、おおむね4～5歳児の知的機能の程度を示したものであり、それ以下の年齢については、これと年齢相応の発達の程度を参考にして判定します。

2　失禁、興奮、多寡動等の特別な介助を必要とする行動の異常等が認められる場合は、当該行動の異常等を勘案のうえ、総合的に知的障がいの程度を判定します。

⑥ 所得制限限度額表（R8.8～）

扶養親族の数	本人（受給資格者）	配偶者・扶養義務者
0人	3,758,000　円	6,287,000　円
1人	4,138,000　円	6,536,000　円
2人	4,518,000　円	6,749,000　円
3人	4,898,000　円	6,962,000　円
4人	5,278,000　円	7,175,000　円
5人	5,658,000　円	7,388,000　円
所得制限限度額に加算するもの	・16歳～22歳の扶養親族がある場合は1人につき25万円	・70歳以上の扶養親族がある場合は、1人につき6万円（ただし、当該老人扶養親族の他に扶養親族がいない時は、当該扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円）
	・70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族がある場合は1人につき10万円	

※所得制限の対象となるご本人の所得には公的年金等も含みます。

⑦ 所得から控除する額

◆ 本人（受給資格者）

諸控除の額	障害者控除（本人を除く）・勤労学生控除・寡婦(夫)控除　各 27万円	
	特別障害者控除（本人除く） 40万円	ひとり親控除　35万円
	社会保険料・医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除　各 控除実額	
	所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額	

◆ 配偶者・扶養義務者

諸控除の額	社会保険料　8万円	
	障害者控除・勤労学生控除・寡婦(夫)控除　各 27万円	
	特別障害者控除　40万円	ひとり親控除　35万円
	医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除　各 控除実額	

⑧ 申請窓口・お問合せ先

近江八幡市 福祉保険部　障がい福祉課

〒 523-8501　近江八幡市桜宮町236番地（市役所2階）

電話　0748-31-3711（直通）　FAX　0748-31-2037